

議案第 73 号

島ヶ原農産物処理加工施設の設置に関する条例の廃止について

島ヶ原農産物処理加工施設の設置に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

島ヶ原農産物処理加工施設の設置に関する条例を廃止する条例

島ヶ原農産物処理加工施設の設置に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 199 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。